

鳥取県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
野津 史博	鳥取市卯垣四丁目107-5	ノゾ医院	鳥取市国府町宮下278	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成20年9月30日
〃	〃	野津医院	鳥取市卯垣四丁目101	〃	〃